

京都観光総合調査アップグレード事業 実施業務 仕様書

1 業務委託名

京都観光総合調査アップグレード事業 実施業務

2 目的

観光は、京都経済の発展や文化の継承等に寄与する一方で、一部の観光地や市バス、道路での混雑、マナー違反などの課題を生じさせ、市民生活に影響を及ぼしていた。さらに、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響等による観光需要の激減は、京都観光にかつて経験したことのない危機的な状況をもたらしている。

この京都観光が直面している危機から力強く回復し、コロナ収束後の新たなステージに対応していくために、本市では令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定し、持続可能な観光を目指した取組を進めている。

その実現に向けては、市民生活と観光の調和や、観光による地域への更なる貢献等により市民の満足度や豊かさの向上を図っていくことが重要であり、現在、観光政策の基礎資料としている「京都観光総合調査」において実施している観光客に対する満足度の調査に加え、今後は、市民の京都観光に対する意識等を把握していく必要がある。

以上のことから、「京都観光総合調査アップグレード事業」として、京都観光に対する市民意識（市民と観光客の関わり、京都観光が市民にもたらす影響等）を新たに調査する。また同時に、京都観光総合調査の精度の更なる向上を図るため、必要な基礎データ（京都市内観光駐車場の容量、京都到着高速バス運行本数等）の更新を行う。

3 委託業務の内容

(1) 京都観光に対する市民意識調査

京都観光に対する市民意識について、調査・分析を行う。

ア 調査手法

必要なサンプル数を確保し、適切に調査を実施すること。郵送調査、WEB調査、街頭調査等の手法は問わない。

イ サンプル数

- ・ 回答者の居住する行政区、年齢、性別、職業等での比較・分析を行えるようにサンプル数を確保すること。
- ・ 回答者の居住する行政区、年齢、性別については、可能な限り、各区分における京都市の人口の割合を考慮した分析が行えるように、必要なサンプル数を確保すること。

ウ 調査内容

調査内容（設問項目）については、京都市が令和元年に実施した「市政総合アンケート（京都観光について）」の内容をベース[※]とする。

※設問項目の詳細は、調査の実施に当たり受託者と協議のうえ実施するものとする。

エ 分析

- ・ 「京都観光振興計画2025」の内容を理解したうえで、「2030年に実現を目指す5つのまちづくりと観光」に記載された指標を踏まえた分析を行うこと。

(2) 京都市内の観光駐車場容量・高速バス運行本数等調査

観光政策の基礎資料として活用している「京都観光総合調査」の精度を向上させることを目的に、京都市内の駐車場^{※1}容量及び京都駅に到着する高速バスの運行本数等^{※2}に関する調査を実施する。

※1 病院や月極駐車場など、観光客の利用が少ない駐車場は対象外

※2 運行本数やバス会社名, 行先等

4 納品先

上記3の集計・分析結果について, 報告書及び電子データを提出すること。

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町 427 番地 京都朝日会館 3 階

京都市産業観光局観光 MICE 推進室

5 委託金額

委託料には, 調査・資料作成に係る印刷費及びその他通信運搬費等一式を契約金額に含み, 上限額は以下とする。

委託金額の上限額: 金4, 000, 000円

金額には, 消費税及び地方消費税相当額を含む。

6 スケジュール (予定)

7月下旬	委託契約締結
8~11月	観光駐車場容量・高速バス運行本数等調査実施
12月	市民意識調査実施
2月中旬	調査・分析結果等納品

7 業務の実施

(1) 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 業務の完了報告

業務が完了したときは, 京都市が定める方法により, 業務完了報告書を提出すること。

なお, 業務の完了とは, 作成した上記3の集計・分析結果を上記4で定めるとおり提出することによって終了する。

8 留意事項

- (1) 京都市の担当者との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については, 京都市の担当者と協議し, 指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により, 得られた成果物等の著作権, 著作権等の一切の権利は京都市に帰属する。
- (4) 本仕様書に定めがない事項については, 京都市の担当者と協議し, その指示に従うこと。